

若葉台一団地の住宅施設の区域内における用語について

- (1) 「住宅」とは、共同住宅、寄宿舍等をいい、戸建て専用住宅は除きます。
- (2) 各街区の合計戸数は、計画図（公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針図）に示す街区別計画表によるものとします。
- (3) 計画図（公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針図）に規定するグロス及びネットとは次のとおりとします。

グロス：道路、公園等の宅地以外の土地を含めた面積に対する密度。

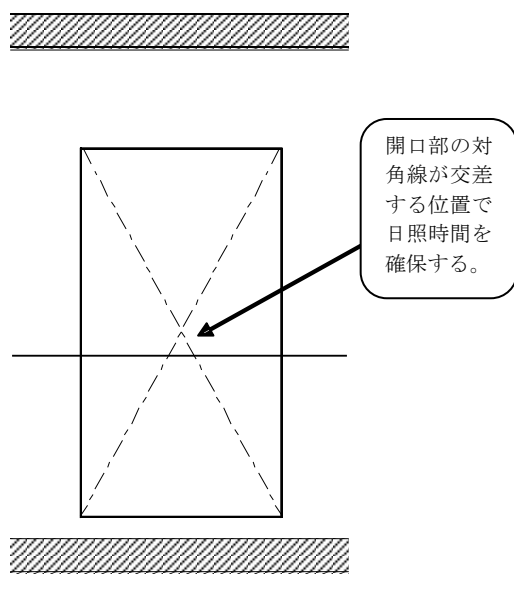
ネット：計画図に記載の範囲の面積に対する密度。

（公図上の筆に係わらず、計画図で自転車・歩行者専用道路等になっている土地については、ネットを算定する範囲の面積に含みません。）

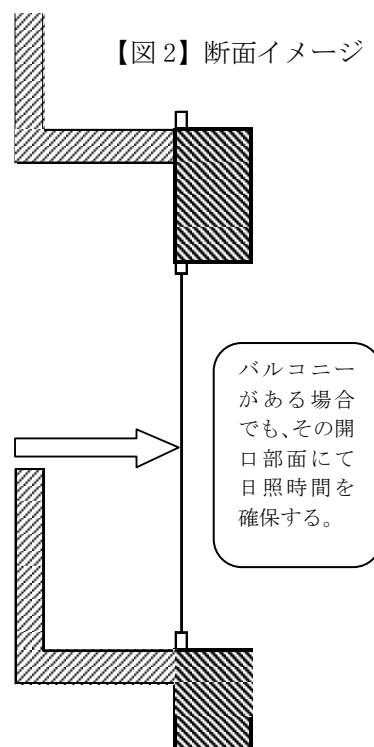
- (4) 「中層」とは地上4階から5階建てまでをいい、高層とは地上6階から14階建てまでをいいます。
- (5) 配置の方針のうち、住宅について、「冬至における日照時間を4時間以上確保する」とは、次のとおりとします。【図1、図2参照】

- ①住戸の一の居室の開口部（バルコニーがある場合でもその開口部面）で、冬至日の真太陽時午前8時から午後4時までの間で4時間以上日照時間を得られる計画とすること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合は、敷地外の建築物等からの日影は考慮しないことができます。
- ②日照時間は、開口部の対角線が交差する位置で4時間確保すること。
- ③一の居室で一以上の開口部の時間合計で4時間以上確保できる場合は可とします。ただし、二以上の開口部の日照時間が重複する時間は除きます。

【図1】 立面イメージ



【図2】 断面イメージ



【お問合せ先】

部署：横浜市 都市整備局 都市計画課 指導係
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
TEL：045-671-3510 千：231-0005